

小学校・図画工作

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P104～112参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。
 - ア 児童の主體的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
 - イ 「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。
 - ウ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の5点である。
 - ア 「A表現」及び「B鑑賞」については相互に関連を図ること。
 - イ 工作に表すことの内容に配当する授業時数が絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。
 - ウ 「A表現」の指導については、適宜共同して作りだす活動を取り上げるようにすること。
 - エ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
 - オ 道徳科などとの関連を考慮しながら、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項（解説P113～125参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の5点である。
 - ア 児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くようにすること。
 - イ 〔共通事項〕のアの指導に当たって次の事項に配慮すること。
 - 〔第1・2学年〕いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。
 - 〔第3・4学年〕形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。
 - 〔第5・6学年〕動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。
 - ウ 活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。
 - エ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
 - オ 創造することの価値に気づき、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うようにすること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
 - ア 各学年で取り扱う材料や用具に変更はない。その後の学年でも繰り返し取り上げ、適切な扱いに慣れるようにすること。
 - イ 各学年で版に表す経験や土を焼成して表す経験ができるようにすること。
 - ウ 〔共通事項〕に示す事項を視点に、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。